

少年保護事件付添扶助実施要領

(目的)

第1条 財団法人法律扶助協会東京都支部（以下「支部」という。）は、少年保護事件につき、少年が貧困その他の事由により付添人を依頼することが出来ないときに、弁護士である付添人を紹介しその費用を扶助する等の少年保護事件付添扶助事業を本取扱要領の定めるところにより実施する。

(家庭裁判所との連携)

第2条 支部は、本事業の実施にあたり、東京家庭裁判所から紹介される事件については本要領の他、東京家庭裁判所との間の「少年保護事件における付添扶助要領」ならびに「少年保護事件における付添扶助要領の運用について」にもとづき処理する。

(扶助基準)

第3条 扶助の対象者は、貧困その他の事由により付添人を依頼することが出来ない少年とし、事件が東京家庭裁判所に係属し、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- ① 刑事処分、又は非行内容及び要保護性に照らし保護処分が予想される事件
- ② 少年が非行事実の重要な部分を争っている事件
- ③ その他扶助が必要と認められる事件

但し、対象者が上記に該当する場合であっても、事業の趣旨に照らして援助することが不相当の場合は扶助しない。

- 2 少年が東京都に住所又は勤務地を有する場合は、事件が東京家庭裁判所以外に係属している場合であっても、他の基準に該当するときは扶助することができる。

(扶助の申込)

第4条 扶助の申込は、当支部が定める書式により、少年本人又はその親族の申込による。なお、扶助付添人弁護士（付添人になろうとする弁護士を含む。以下「扶助付添人」という。）は、前記申込者の代理人として申込をすることができる。

(扶助の審査)

第5条 扶助の諾否等の審査は、支部審査委員会で行う。

- 2 審査委員会は、扶助の諾否、扶助費用の種類と額等を決定する。

(資力の疎明)

第6条 少年の資力に関する疎明方法は、申込書に記載された少年及びその同居家族の生活状況ないし扶助付添人の意見書によるものとし、支部は必要がある場合は、申込者に対し、資力を証する書面の提出を求めることができる。

(扶助の内容)

第7条 扶助付添人の報酬と実費を扶助対象とする。

- 2 扶助した費用は、原則として交付制とし、償還は求めない。但し、少年又はその親族が、報酬及び実費の一部又は全部を負担できる場合、或いは一定期間の猶予を受ければ償還ができる場合はこの限りでない。

(扶助費用の内容)

第8条 扶助付添人の報酬は10万円(標準額)とする。審判の結果、試験観察となった場合は追加報酬として5万円を支出する。

- 2 記録謄写費用、出張旅費、通訳料等の特別の費用については、その実費相当額を扶助する。但し、通訳料については10万円を限度とする。
- 3 抗告、再抗告事件並びに刑事被疑者弁護援助制度の対象となった事件等の場合、審査委員会の判断により報酬を減額又は増額することができる。
- 4 第10条の定めるところにより、扶助付添人から国選付添人に移行した場合には、移行前にした扶助付添人の活動等を勘案して、本条第1項及び第2項に定める報酬又は特別費用を決定する。

(扶助費用の決定と支出時期)

第9条 報酬及び特別費用は、第13条で定める結果報告書に基づき審査委員会が決定し、扶助付添人に支出する。但し、追加報酬は、扶助付添人から国選付添人に移行した場合を除き、試験観察の決定があった時点で審査委員会の承認により支出する。

- 2 前条第2項の特別費用については、扶助付添人からの結果報告書に添付された追加費用支出申立書に基づき審査委員会の決定により支出する。但し、審査委員会の承認がある場合には、特別費用の一部又は全部を援助終了前に支出することができる。

(扶助付添人の選任と国選付添人への移行)

第10条 支部は、審査委員会で扶助の決定のあったときは、東京三弁護士会の推薦により作成した扶助付添人候補者名簿により扶助付添人を選任する。

- 2 扶助を申し込んだ時点で、当番弁護士制度等で既に弁護人ないし付添人がついている場合は、その弁護人ないし付添人を少年付添扶助事件の受任弁護士とすることができる。
- 3 扶助付添人は、支部の定める書式で東京家庭裁判所に付添人選任届を提出する。
- 4 扶助付添人は、扶助事件が国選付添人制度の対象となった場合には、支部の定める書式で東京家庭裁判所に辞任届及び国選付添人選任に関する上申書(国選付添人への選任を希望する場合に限り、当該上申書が既に提出されている場合を除く。)を提出し、その旨を支部に報告する。
- 5 扶助付添人は、前項の場合において自ら国選付添人となることを希望するときは、

前項の辞任届にその旨記載する。

- 6 東京家庭裁判所が、第4項及び第5項により扶助付添人を国選付添人に選任したときは、支部は、東京家庭裁判所から、「選任付添人」欄に選任した付添人の氏名を、「連絡事項」欄には少年付添扶助事件であることをそれぞれ記載した国選付添人選任依頼連絡票の送付を受けることとし、これをもって国選付添人の推薦手続に代えるものとする。

(報酬等の直接受領の禁止)

第11条 扶助付添人は、扶助費用とは別に少年又はその親族等から報酬等を直接受領することはできない。但し、不処分等の場合において少年又はその親族等が報酬等を支払う旨申し出があり、審査委員会が承認したときはこの限りでない。

(扶助付添人の辞任ないし解任)

第12条 扶助付添人は、やむを得ない理由により辞任しようとするときは、その理由を記した書面を提出したうえ審査委員会の承認を得て辞任することができる。

- 2 被扶助者はやむを得ない事由がない限り、扶助付添人を解任することはできない。やむを得ない事由により解任しようとするときは、その事由を記した書面を提出のうえ審査委員会の承認を求めなければならない。

(扶助付添人の結果報告)

第13条 扶助付添人は、少年付添扶助事件が終結したときは、支部の定める書式により付添人活動の経過と結果を記した結果報告書を速やかに支部に提出しなければならない。

- 2 扶助付添人は、少年付添扶助事件が国選付添人制度の対象となり、第10条第5項及び第6項の定めにより国選付添人に移行した場合は、当該事件が終結した時点で前項の結果報告書を支部に提出しなければならない。

(国選弁護との関係)

第14条 扶助付添人は、少年付添扶助事件又は第10条第5項及び第6項の定めにより扶助付添人から国選付添人に移行した場合の当該事件が検察官に送致され起訴された場合は、直ちに支部に結果報告書を提出するとともに、引き続き国選弁護人として受任するときは、支部の定める書式の辞任届を裁判所に提出する等の刑事被疑者弁護援助制度で定める手続を行わなければならない。

(扶助の打ち切り)

第15条 審査委員会は、少年付添扶助事件において扶助を継続する必要がなくなったと判断される ときは、扶助打ち切りの決定をする。

(会計処理)

第16条 本事業の実施に伴う会計処理は、支部自主事業勘定にて行う。

(付則)

本実施要領は、平成6年4月1日より施行する。

本改正要領は、平成13年4月1日より施行する。